

論文

家庭支援専門相談員の機能と家族再統合

大澤 朋子

The function of Family Social Worker and Family Reunification

Tomoko Osawa

本研究では児童養護施設の FSW が実際に行った業務や退所方法の判断、「家族再統合」についての考えについての調査結果を分析し、FSW の機能と家族再統合および制度の課題を検討した。家庭復帰・社会的自立のいずれのケースでも FSW は「家庭支援機能」「自立支援機能」の二つの機能を発揮していたが、前者はとくに子どもの年齢が低い場合に、後者は子どもの年齢が高い場合に働きやすかった。二つの機能が働く際に FSW に意識される「家族再統合」には差があったが、ケースのアセスメントによってそれぞれの家族にふさわしい家族再統合を見極めることが FSW に期待される。また子どもの年齢が低いときに親に集中的な支援を行うことで家庭復帰の可能性が高まることが示唆され、FSW も親指導の必要性を認識していたが、専業配置率が低いためにこれらの機能を担うソーシャルワーカーとしてのアイデンティティを持ちにくいことが課題であった。

キーワード：家庭支援機能、自立支援機能、家族再統合

1. 問題の所在と研究目的

児童虐待が事件として報道されることがすでに日常化している。また、悲劇的な結果を招く前に行政が介入すべきだと認識が広まっていることも、児童虐待通告件数の伸びから推察できる¹⁾。こうした児童虐待の早期発見・早期介入に人々の関心が集中する一方で、保護された後の子どもや家族に提供される支援やサービスに対する関心はそれほど高くなく、児童相談所一時保護所等の常時満床や暴力行為の発生といった問題状況を生み出しているとも指摘されている(大澤ほか, 2011)。しかし虐待対策において、子どもの保護はゴールではない。そもそもすべての虐待通告ケースが分離保護されるわけでもない。子どもの安全が脅かされないならば、できるだけ親元で育てられる方がよいと考えることはごく自然なことであろう²⁾。

いったいどのような支援があれば子どもが家庭外へ出されることなく家族維持ができるのか、どのような条件が整えば一度分離保護された子どもが再び家族の元へ帰ることができるのか。わが国の虐待対策はこのような問いに取り組む段階に入っている。そのような対策の一環として導入されたのが家庭支援専門相談員である。

家庭支援専門相談員(ファミリーソーシャルワーカー、以下 FSW)は 1999 年に入所児童の早期家庭復帰等を支援する体制を強化する目的で、まず乳児院に導入された。その後 2004 年には、入所児童の家庭復帰や家族再統合に向けて児童相談所等の関係者と連携しつつ家族への支援や関係調整を実施する専門職として、すべての児童福祉施設に拡大して導入された。児童福祉施設に配置された FSW をめぐっては、児童相談所などの施

設外から、あるいは施設内部からも、子どもの直接的なケアよりはむしろ施設退所からアフターケアに関わるリービングケアの担い手として、また保護者や児童相談所をはじめとする関係機関との連携窓口として、専門的な役割を果たすことが期待されている（藤田, 2004・石田ほか, 2007）。しかしそのような期待の一方で、FSW の実際の業務には直接処遇の頻度が高いことも明らかになっている（石田ほか, 2007・中山, 2008）。FSW の行うコア業務とも言うべきものは示されているものの³⁾、実際のところは各施設に、あるいはFSW 個人に任されているために、FSW 自身でさえもなにをどのように行う職種なのか理解できていない実態も指摘されている（加藤, 2009）。FSW が行うファミリーソーシャルワークとはなにか、そもそも児童福祉の重要な課題とされる「家族再統合」をどのように定義するのかということが十分に検討されないまま、ともかくも虐待通告への対応に忙殺される児童相談所と、被虐待児の増加で処遇困難に陥っている児童福祉施設の現状を打破すべく、家庭復帰と家族支援の担い手として行政主導で導入されたのがFSW という制度だともいえよう。

そこで本研究では、2010年に行ったFSW へのアンケート調査の自由記述から、子どもの分離保護という比較的深刻な事例を扱う児童養護施設において、FSW が実際に行っている業務、家庭復帰や社会的自立という子どもの退所に関わる判断およびFSW が「家族再統合」をどのように捉えているかを分析し、FSW の機能と家族再統合の課題、およびFSW 制度の課題を検討する。

2. 調査概要

(1) 調査期間

調査期間は2010年11月である。

(2) 調査概要

全国579の児童養護施設の家庭支援専門相談員を対象に調査票を郵送し、回答を郵送で求めた。調査票は施設の方針や業務形態等について選択肢で回答を求める質問群、フェイスシート、および以下の項目に関わる自由記述で構成した。児童養護施設に措置された子どもの主な退所ルートとしては家庭復帰、自立、および他の施設等への措置変更がある。今回は社会的養護の終結として対照的な「家庭復帰」と「社会的自立」という二つの退所方法ですでに終結したケースをそれぞれ1ケースずつ取り上げてもらい、そのケースにおいて、リービングケアの担い手であるFSW がゴール決定をどのように判断し、それに向けて具体的にどのような支援業務を行ったか自由記述でたずねた。また、あわせて社会的養護の課題とされる「家族再統合」について日頃の業務を通じて考えていることも自由記述でたずねた。

(3) 回収率および分析対象

調査票は132票回収し回収率は22.8%である。本稿で分析対象とした自由記述については、回収した132票のうち、「家庭復帰」ケースについて記入のあった90票、「社会的自立ケース」について記入のあった60票、また「家族再統合」について同じく記入のあった81票をそれぞれ分析対象とした。

(4) 分析方法

分析にあたっては、「家庭復帰ケース」および「社会的自立ケース」でそれぞれFSW が実際に行った業務や判断の根拠を内容ごとに切片化し、得られたデータをKJ法により分析した。「家族再統合」についての考えは前後の文脈を大事にするため切片化は行わず、一人の回答を1データとして扱い、同じくKJ法によって分析した。

また分析にあたり、FSWが実際に行った業務と「家族再統合」についての考えは、回答者の業務形態によって専業FSWと兼業FSWの2群に分けた。加えて、各事例でFSWが実際に行った業務、判断の根拠については、家庭復帰ケースの退所時年齢、および社会的自立ケースの入所時年齢によって、それぞれ12歳以下と13歳以上の2群に分けた。これは子どもの発達段階によって家庭復帰のための課題が異なったり、入所期間の長さによって支援目標が異なったりすることで、FSWの業務内容や判断の根拠に差異があるのではないかと、この仮説に基づいてのことである。年齢の区切りを12歳以下と13歳以上にしたのは、家庭復帰ケースについては退所後に子どもが親から身の回りの世話を受けなければならない年齢か否か、社会的自立については入所段階で社会的自立を視野に入れておく年齢であったか否かの目安として小学校卒業時点が区分として適当であろうと考えたからである。

なお、質的研究においては分析の妥当性の担保が重要であり、複数の視点によるチェックが求められる。本研究では筆者一人での分析であったが、以前に同データで筆者を含む専門が異なる研究者・援助職者3人で行った分析の結果（大澤、2012）と随時比較し、結果に不自然な点のないことを確認しながら分析を行った。以下、本稿では分析によって得られたカテゴリー名を【 】, 概念名を『 』、データを「 」で示す。

(5) 倫理的配慮

本研究は日本女子大学ヒトを対象とした実験研究に関する倫理委員会に申請し、承認を得た。得られたデータは回答者が特定できないように留意して分析を行った。

3. 分析結果と考察

(1) データの概要

「家庭復帰ケース」の平均入所時年齢は6.07歳、平均退所時年齢は9.46歳、平均入所期間は41.48ヶ月であった。「社会的自立ケース」の平均入所時年齢は9.57歳、平均退所時年齢は17.84歳、平均入所期間は100.68ヶ月であった⁴⁾。社会的自立ケースのほとんどが高校卒業時の自立退所である。家庭復帰ケースと比較して高齢児の入所が多いこと、平均入所期間が2倍以上と長期に養護されていることが特徴である。

また「家庭復帰ケース」90ケースのうち、専業のFSWによる回答は23ケース、兼業のFSWによる回答は67ケースであった。「社会的自立」60ケースのうち、専業のFSWによる回答は16ケース、兼業のFSWによる回答は42ケースであった⁵⁾。これは自由記述のなかった調査票も含めた全体の調査結果（専業27%、兼業72%）と比較して概ね同様の割合である。

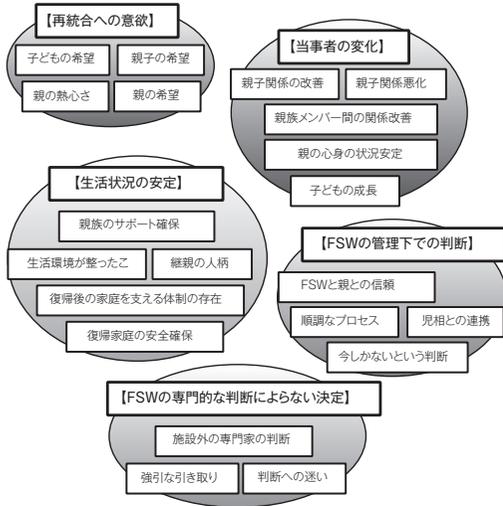
「家庭復帰ケース」90ケースのうち、退所時の年齢が12歳以下だったものが67ケース、13歳以上だったものが23ケースであった。また「社会的自立ケース」57ケースのうち、入所時年齢が12歳以下だった長期ケースが41ケース、13歳以上だった短期ケースが16ケースであった⁶⁾。

「家族再統合」についての意見のうち、専業のFSWによる回答は28ケース、兼業のFSWによる回答は53ケースであった。

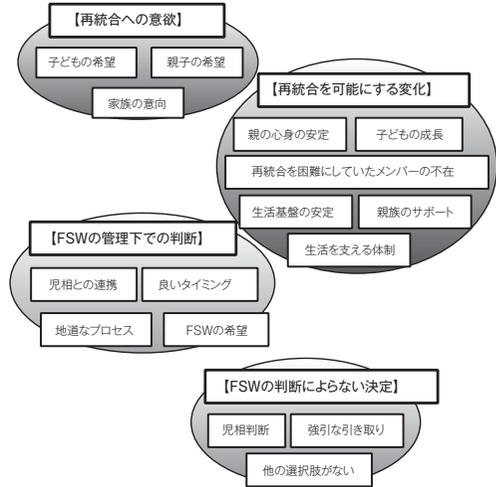
(2) FSWの判断の根拠

まず、FSWがあるケースについて「家庭復帰」や「社会的自立」というゴールを達成できると判断した根拠となった事柄を、その二つのゴールとケースの年齢を軸に分析した。(図1)

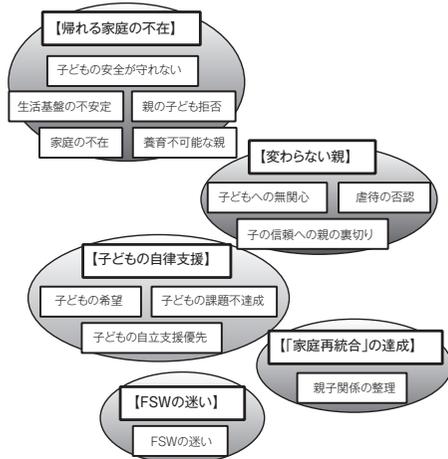
家庭復帰ケース(退所時12歳以下)判断根拠



家庭復帰ケース(退所時13歳以上)判断根拠



社会的自立ケース(入所時12歳以下)判断根拠



社会的自立ケース(入所時13歳以上)判断根拠

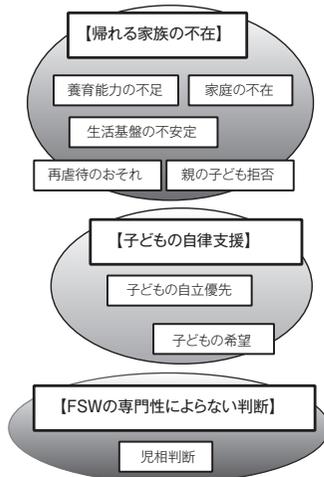


図1 退所方法についてのFSWの判断

1) 「家庭復帰ケース」の判断の根拠

退所時の子どもの年齢が12歳以下だった「家庭復帰ケース」において、FSWが家庭復帰の判断を行った根拠からは5つのカテゴリと21の概念が抽出された。すなわち、第1カテゴリ【当事者の変化】、第2カテゴリ【再統合への意欲】、第3カテゴリ【生活状況の安定】、第4カテゴリ【FSWの管理下での判断】、第5カテゴリ【FSWの専門的な判断によらない決定】の5カテゴリである。一方退所時の年齢が13歳以上だった「家庭復帰ケース」において、FSWが家庭復帰の判断を行った根拠からは4つのカテゴリと16の概念が抽出された。第1カテゴリ【再統合への意欲】、第2カテゴリ【再統合を可能にする変化】、第3カテゴリ【FSWの管理下での判断】、第4カテゴリ【FSWの判断によらない決定】の4カテゴリである。

両者は3つのカテゴリ名でほぼ一致し、残るカテゴリ名でも類似が見られるが、ニュアンスの違いがあり、また一致していない部分にそれぞれの特徴が見られる。例えば年齢の低い群では【再統合への意欲】に加えて、「子どもが母と会うことに緊張しなくなった」等の『親子関係の改善』、「母の再婚により、母自身の精神の安定」等の『親の心身の状況安定』『家族メンバー間の関係改善』等の概念を含む【当事者の変化】や、「親の経済的自立」等の『生活環境が整ったこと』、「外泊が安定的にできていた事」等の『復帰家庭の安全確保』、『復帰後の家庭を支える体制の存在』、『親族のサポート確保』等の概念を含む【生活状況の安定】が根拠になっていた。子どもが小さいからこそ、帰っていく家庭が安定しているかどうかという外的な要因に加え、当事者、とくに親がどれくらい変わったか、すなわちケアする大人になれたかどうかが問われていると考えられる。一方で年齢の高い群では『親の心身の安定』『生活基盤の

安定』は共通ながら、「親をささえながら、自分の生活が出来る年齢になった」等の『子どもの成長』が含まれるなど、親の変化だけではないことが特徴的である。たとえ親の養育力が十分に高くならなかったとしても、すでに子どもが身の回りのケアを必要とする年齢ではないために、そのことが問題にならなくなるということも考えられよう。

2) 「社会的自立ケース」の判断の根拠

入所時の子どもの年齢が12歳以下だった「社会的自立ケース」において、FSWが社会的自立の判断をおこなった根拠からは5つのカテゴリと13の概念が抽出された。すなわち、第1カテゴリ【帰れる家庭の不在】、第2カテゴリ【変わらない親】、第3カテゴリ【子どもの自立支援】、第4カテゴリ【「家族再統合」の達成】、第5カテゴリ【FSWの迷い】の5カテゴリである。一方入所時の年齢が13歳以上だった比較的短期のケースからは3つのカテゴリと8の概念を抽出した。第1カテゴリ【帰れる家庭の不在】、第2カテゴリ【子どもの自立支援優先】、第3カテゴリ【FSWの専門性によらない判断】の3カテゴリである。

両者は2つのカテゴリ名でほぼ一致した。入所時年齢の高い群では主に【帰れる家庭の不在】【子どもの自立支援優先】が自立させる根拠になっているのに対し、年齢の低い群ではそれに加えて「母が本児に関心がなかったこと」等の『子どもへの無関心』、「子どもの信頼に母親が裏切ることが多く、困難になった」等の『子の信頼への親の裏切り』、『虐待の否認』等の概念を含む【変わらない親】が抽出された。これは長い養護期間に家庭復帰への望みを持って援助を行ったものの、結果として復帰できるところまで至らなかったということであろう。本調査の分析対象となった長期

ケースのほとんどは、家庭支援専門相談員制度導入以前の入所である。今日ほど明確に短期での退所が目指されていたわけではないため⁷⁾、乳児院から措置変更し、高校卒業までの16年あまりを児童養護施設で養育されている事例もある。もちろん粘り強い関わりが実を結んで家庭復帰に至ることもある。しかし長期に希望を持たせることは子どもの福祉に適うことかも考え直さなければなるまい。入所期間の長期化の問題については後に触れるが、ここでは長期ケースほどFSWが親に期待する半面、それに応えてもらえなかったことを判断の根拠にしていたということを指摘しておきたい。

(3) 家庭復帰の判断に基づいてFSWが行った業務

前述の根拠に基づいて判断された「家庭復帰」というゴールに向かって、FSWが実際にどのような業務を行っているのかを分析した。その際、子どもの退所時の年齢、およびFSWの業務形態によって分類し、行っている業務に差異があるか比較した。(図2)

1) 業務形態の違いに見る「家庭復帰ケース」のFSWの業務

まず業務形態による分類の結果から見ると、「家庭復帰ケース」で専業FSWが行った業務からは3つのカテゴリと13の概念が抽出された。第1カテゴリ【親を支えることで家族再統合を目指す関わり】、第2カテゴリ【子どもへの支援】、第3カテゴリ【多様なアクターをつなぎながら家族再統合へのプロセスを組み立てる支援】がそれである。一方兼業FSWが行った業務からは6つのカテゴリと21の概念が抽出された。すなわち第1カテゴリ【親への働きかけで再構築をめざす関わり】、第2カテゴリ【拗れた人間関

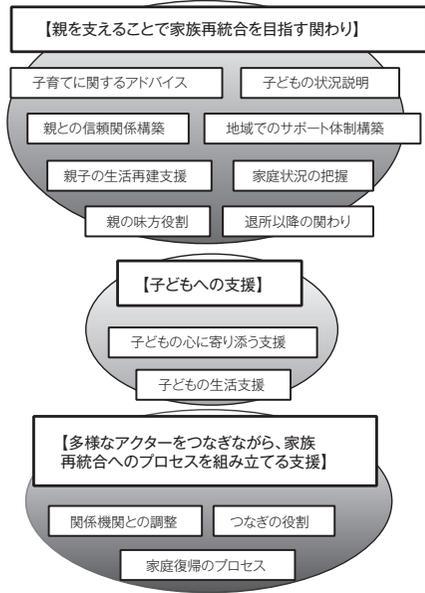
係を正す関わり】、第3カテゴリ【子どもへの支援】、第4カテゴリ【多様なアクターをつなぎながら家族再統合へのプロセスを組み立てる支援】、第5カテゴリ【家庭復帰への反対】、第6カテゴリ【援助しない】の6カテゴリである。

両者を比較すると、2つのカテゴリ名は一致し、1つのカテゴリが類似していた。しかしカテゴリを構成する概念、具体的なデータに降りると、ニュアンスが異なっていた。どちらの形態のFSWも家庭復帰を図るために親への働きかけを行い、その生活再建を図っているが、専業FSWほど上記の業務に特化しているように読み取れる。地域の資源や親族、関係機関等多様なアクターをつなぎながら、子どもが帰れる家庭を再建するプロセスを明確にし、その計画に沿って支援するというのはまさに問題解決アプローチによるソーシャルワークである。一方で兼業FSWはこのような業務に加え、「父親と母親の思いの違いを双方から伺い、整理する」等の『保護者間の関係調整』、『親子の関係調整』で構成された【拗れた人間関係を正す役割】や、第1カテゴリの構成概念である『子どもの気持ちを伝える関わり』に見られたような、より感情に訴えかける関わりを行っていることが特徴的であった。彼らの多くがケアワークを兼務していることから⁸⁾、日常的な子どものケアを通じて子どもの気持ちに触れる機会が多く、それゆえにいっそう親身になっているとも考えられる。

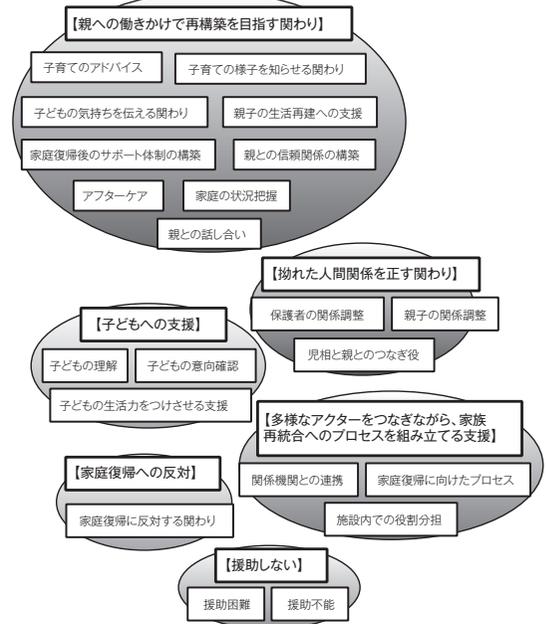
2) 退所時の子どもの年齢の違いに見る「家庭復帰ケース」のFSWの業務

次に退所時の子どもの年齢による違いからFSWの行った業務を分析した。退所時の年齢が12歳以下のケースからは、5つのカテゴリと17の概念が抽出された。すなわち、第1カテゴリ【親の信頼を得る支援】、第2カテゴリ【生活基

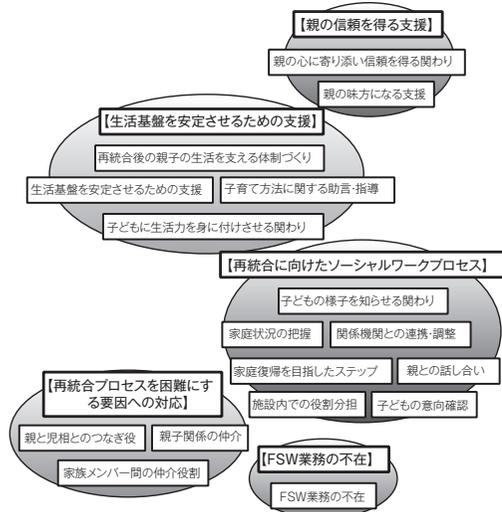
専業FSWの行った業務



兼業FSWの行った業務



FSWの行った業務(退所時年齢12歳以下)



FSWの行った業務(退所時年齢13歳以上)

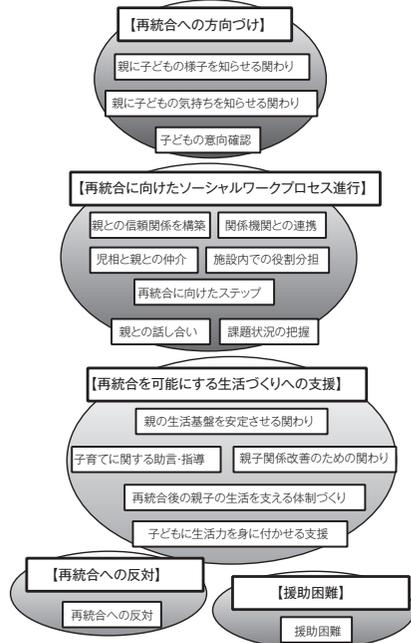


図2 家庭復帰ケースでFSWが行った業務

盤を安定させるための支援】、第3 カテゴリー【再統合に向けたソーシャルワークプロセス】、第4 カテゴリー【再統合プロセスを困難にする要因への対応】、第5 カテゴリー【FSW 業務の不在】の5 カテゴリーである。一方で退所時の年齢が13歳以上のケースからは同じく5つのカテゴリーと17の概念が抽出された。第1 カテゴリー【再統合への方向づけ】、第2 カテゴリー【再統合を可能にする生活づくりへの支援】、第3 カテゴリー【再統合に向けたソーシャルワークプロセス進行】、第4 カテゴリー【再統合への反対】、第5 カテゴリー【援助困難】がそれである。

両者を比較すると、1つのカテゴリー名でほぼ一致したほか、類似点も見られる。しかし構成概念をよく検討すると、退所時の年齢が低い方がより親への働きかけを重視していることが読み取れる。すなわち『親の味方になる支援』『信頼を得る支援』を通して『子育て方法に関する助言・指導』も受け入れられるような関係を作り、加えて【生活基盤を安定させるための支援】によって生活再建にも取り組んでいく。子どもへの働きかけは専らその子の特性を理解すること、親子の関係が切れてしまわないように維持することに重点が置かれている。一方、退所時年齢が高い群では『親子関係改善のための関わり』によって親子関係に生じている問題を取り除いたり、『子どもに（年齢相応の）生活力を身に付けさせる支援』が行われている。このことから、子どもが小さいうちは家庭復帰後の子どもは専ら親の世話を受ける存在であり、そのために家庭の生活基盤の安定化や子育てスキルの伝達が重要であったのに対し、ある程度の年齢になると子どもも一方的に親の世話を受けるばかりの存在ではなくなり、自身で身の回りのことはできる上に親の手伝いもできるようになるため、子どもの生活力向上が重要であると考えられていることがわかる。

以上から、子どもの年齢の低いうちは親の生活改善と育児力の向上が支援課題になっているのに対し、子どもの年齢が上がると、親子関係の改善や子どもの生活力向上へと支援課題がシフトしていることがわかった。

(4) 社会的自立の判断に基づいてFSWが行った業務

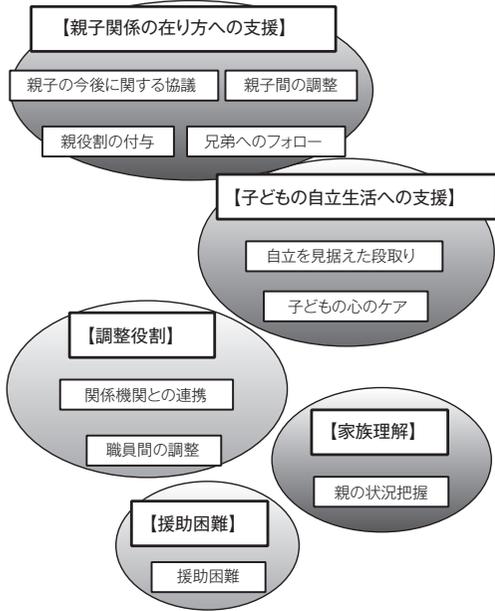
同じく前述の根拠に基づいて判断された「社会的自立」というゴールに向けて、FSW が実際に行った業務を、業務形態と子どもの入所時年齢によって分類し、比較分析した。(図3)

1) 業務形態の違いに見る「社会的自立ケース」のFSWの業務

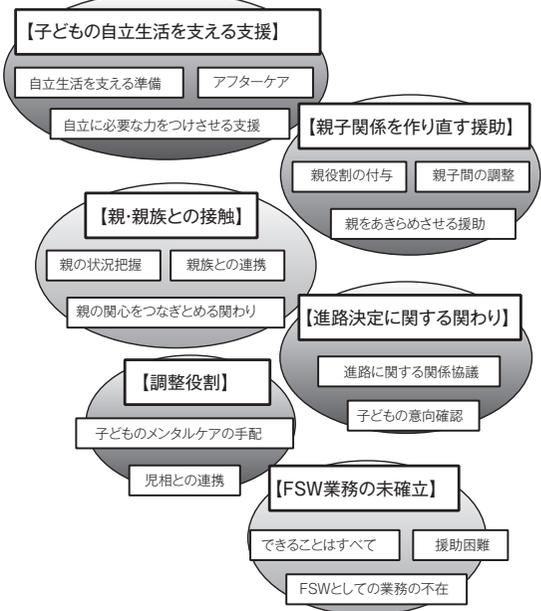
「社会的自立ケース」で専業FSWが行った業務からは5つのカテゴリーと10の概念が抽出された。すなわち第1 カテゴリー【親子関係のあり方への支援】、第2 カテゴリー【子どもの自立生活への支援】、第3 カテゴリー【調整役割】、第4 カテゴリー【家族理解】、第5 カテゴリー【援助困難】の5 カテゴリーである。一方で兼業FSWが行った業務からは6つのカテゴリーと16の概念を抽出した。第1 カテゴリー【子どもの自立生活を直接支える支援】、第2 カテゴリー【親子関係を作り直す援助】、第3 カテゴリー【親・親族との接触】、第4 カテゴリー【進路決定に関する関わり】、第5 カテゴリー【調整役割】、第6 カテゴリー【FSW業務の未確立】の6 カテゴリーがそれである。

両者は1つのカテゴリー名で一致し、2つのカテゴリー名で類似していた。しかしここでもニュアンスの違いが見られた。例えば子どもの退所後の自立生活のためにどのような支援を行うかということをめぐるっては、専業FSWは「自立に際しての後見人との話し合い」「資格取得に向け受験対策を行った」等の『自立を見据えた段取り』の

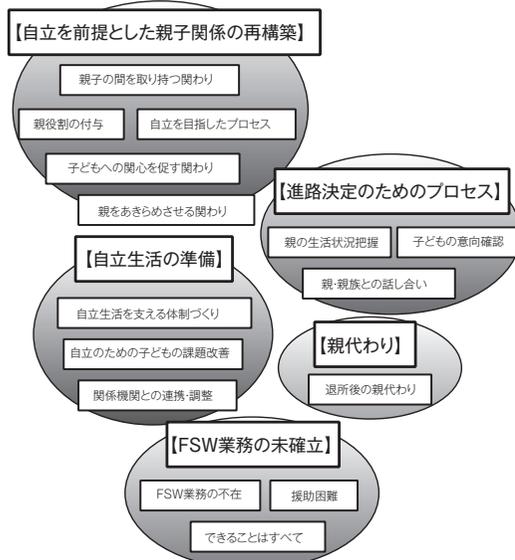
専門FSWの行った業務



専門FSWの行った業務



FSWの行った業務(入所時年齢12歳以下)



FSWの行った業務(入所時年齢13歳以上)

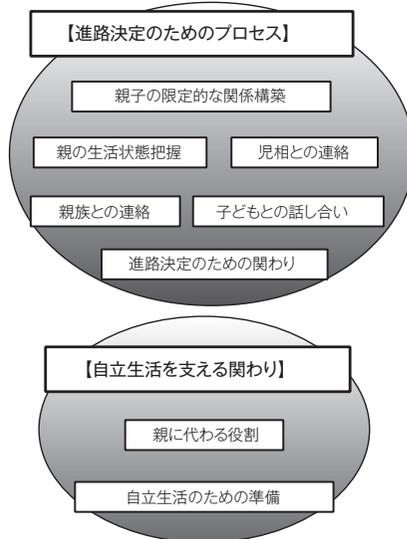


図 3 社会的自立ケースで FSW が行った業務

ようにあくまでも自立までの段取りに焦点をあてているのに対して、兼業 FSW は日常の具体的な生活スキルを身につけさせたり、子どもが示す多様な症状の緩和に努めたり、退所した後も電話や訪問で親のように細やかに接している。言い換えれば、専業 FSW が子どもの自立に向けて必要な社会的資源等をマネジメントしているのに対し、兼業 FSW はそれに加えて細々と子どもの世話を焼くという業務を行っていた。また親子関係のあり方をめぐっても、専業 FSW が『親子の今後に関する協議』、『親子間の調整』と親子関係を淡々と調整している様子なのに対し、兼業 FSW は「親に様子を伝え、関心を促す。関わってもらう中で、理解を促す」等の『親の関心をつなぎとめる関わり』の一方で、子どもには『親をあきらめさせる援助』のようなアンビバレントな関わりも行っている。これは簡単には修復できない親子の傷ついた関係を前に、兼業 FSW が親子双方の情動に訴えかけるような支援をしているのだとも考えられよう。とくに長期にわたって子どもの担当ケアワーカーであった場合には、子どもの成長や気持ちをよく知り得る立場にあり、家庭に帰してやらなかったという自責の思いもあるかもしれない。専業 FSW に比べれば兼業 FSW の方が子どもへの思い入れが強く、より情緒的な関わりを持つことも十分考えられる。

2) 入所時の年齢の違いに見る「社会的自立ケース」の FSW の業務

そこで、長期に養護しているか、比較的短期の養護で自立させることになったかで FSW の業務に差異があるか検討するため、入所時の子どもの年齢を分析軸に分析を行った。入所時年齢が 12 歳以下だった長期養護のケースにおいて FSW が行った業務からは 5 つのカテゴリーと 15 の概念が抽出された。すなわち第 1 カテゴリー【自立を

前提とした親子関係の再構築】、第 2 カテゴリー【進路決定のためのプロセス】、第 3 カテゴリー【自立生活準備】、第 4 カテゴリー【親代わり】、第 5 カテゴリー【FSW 業務の未確立】の 5 カテゴリーである。一方入所時年齢が 13 歳以上だったケースからは 2 つのカテゴリーと 8 つの概念が抽出された。第 1 カテゴリー【進路決定のためのプロセス】と第 2 カテゴリー【自立生活を支える役割】である。

両者を比較すると、1 つのカテゴリー名で一致し、他にも類似が見られたが、長期ケースの方がより多くのカテゴリーと概念を抽出した。長期ケースでは第 1 カテゴリーに見られるように親子関係に着目していることが特徴であった。入所時の年齢が低い長期ケースでは、入所段階ではまだどのように退所するのか決まっていないことであろう。そのため「社会的自立ケース」にははじめから自立を目標としたものばかりではなく、家庭復帰の望みにかけて情緒的な支援を続けたものの、結果として復帰には至らなかったというケースも含まれている。後者であれば、親子の関係をつなぎ続けつつも、実際には家庭に帰ることを諦めさせざるを得ない。加えて年齢の低いうちから養護されているために、その子の成育歴を振り返り、発達上の課題を解決していくような長いプロセスでの支援もされていた。一方で入所時の年齢が高い群では、はじめから親子の関係が限定的なものになることを見込んでいたかのようなようである。高校卒業という児童養護施設での養護の上限が目前に迫ってからの入所であり、思春期ゆえの親子間の葛藤を抱えての入所でもある。そのため、「社会的自立」という明確なゴールに基づいて淡々とプロセスを進めているようである。長期ケースでは FSW 自身の複雑な心境を反映していた親子関係の調整も、ここでは自立に向けたプロセスの一環に位置付けられているといえよう。

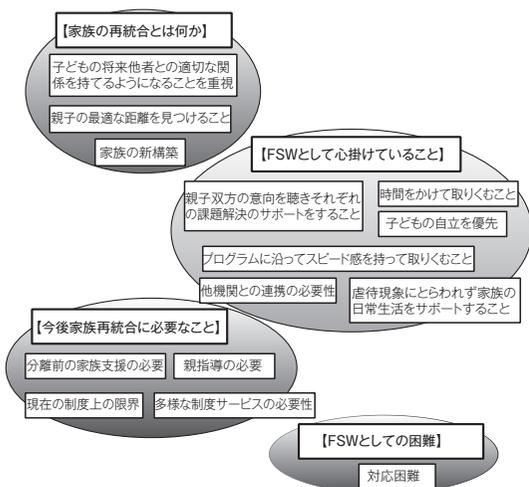
(5) 「家族再統合」についてのFSWの考え

最後に日頃の業務を通じてFSWが「家族再統合」についてどのように考えているかたずねた結果を、職務形態を分析軸に分析した。(図4) 専業FSWの記述からは4つのカテゴリと14の概念を抽出した。第1カテゴリ【家族の再統合とは何か】、第2カテゴリ【FSWとして心がけていること】、第3カテゴリ【今後家族再統合に必要なこと】、第4カテゴリ【FSWとしての困難】の4カテゴリである。一方兼業FSWの記述からは同じく4つのカテゴリと11の概念を抽出した。第1カテゴリ【家族再統合とは何か】、第2カテゴリ【FSWとして心がけていること】、第3カテゴリ【家族再統合政策の課題】、第4カテゴリ【FSW業務を通して経験している困難】の4カテゴリである。

一見して分かるように、両者はすべてのカテゴリ名でほぼ一致している。しかし兼任FSWの方がより困難場面を経験しており、そのために「家

族再統合」は簡単なことではなく、子どもの自立を優先するとはっきり述べたデータもあった。兼業FSWはFSW業務に専念できないために、様々な場面で困難を感じていると考えられる。いずれの群でも「家族再統合」を『親子の最適な距離を見つけること』という広義に捉えた見方⁹⁾がされていたが、専業FSWはさらに一步進んで『家族の新構築』や『子どもが将来他者との適切な関係を持てるようになることを重視』といった独自の解釈も示された。FSWが専業配置される施設では、FSWの機能に対する他の職員からの期待が高く、「家族再統合」が社会的養護の重要な課題であるという認識も当然高いだろう。そのため、困難を感じる場面はあっても、【FSWとして心掛けていること】に見るようなFSW個人が何らかの信念を持って業務を行っていることが伺えた。

専業FSWが「家族再統合」について考えること



兼業FSWが「家族再統合」について考えること

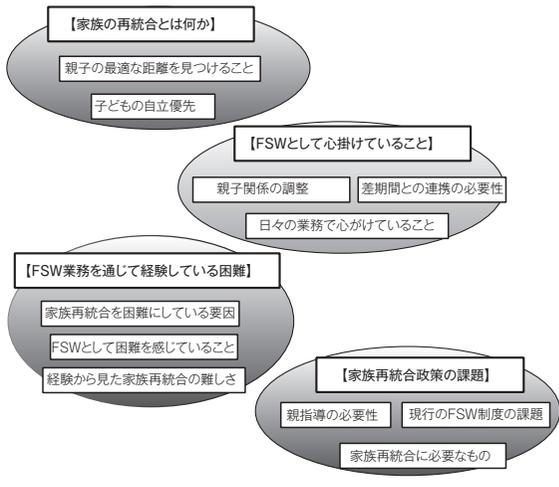


図4 「家族再統合」についてFSWが考えること

4. FSW の 2 つの機能と「家族再統合」

上述の分析結果は、家庭復帰が社会的自立かという退所方法の違い、退所時の子どもの年齢や入所期間の長さ、専業か兼業かという FSW の業務形態の違いにも関わらず、類似したカテゴリー名が抽出されるという特徴があった。しかし前章で検討したように、カテゴリーを構成する概念やデータのレベルではニュアンスが異なっていた。これらの下位概念やデータの差異を念頭に置き、FSW が特定のケースについてなんらかのゴールを判断し、それに向けて援助する専門職としての機能を次の二つに分類してみたい。ひとつは FSW が家庭復帰の判断をし、それに向けて支援を行う機能で、これを仮に「家庭支援機能」と名付けてみよう。一方、FSW が社会的自立の判断をし、子どもの退所後の自立生活の体制を整えていく業務を通じて果たしている機能を「自立支援機能」と呼ぶことにする。どのようなケースでも FSW はその業務を通じて二つの機能を発揮していると考えられるが、ケースによってどちらの機能がより強く発揮されるかということに濃淡がある。また、FSW には家庭復帰と社会的自立のいずれのゴールへの途上にも、なんらかの意味での「家族再統合」が意識されていたが、ここでもやはりケースによって「家族再統合」の捉え方が異なっていた。そこで、本節では二つの機能がどのような場合により発揮されやすいのか、FSW の「家族再統合」意識との関わりに焦点をあてて検討したい。また次章では「家族再統合」をめぐる FSW の葛藤について考察し、FSW 制度の課題を検討したい。

(1) 「家庭支援機能」と「家族再統合」

「家庭支援機能」を家庭復帰の判断とそれに向けた支援の機能と定義したことからわかるように、家庭復帰ケースで「家庭支援機能」が発揮さ

れている。そこでは FSW は親子の【再統合への意欲】や復帰プロセスが順調に進んだこと、特に子どもの年齢が低いうちは【生活状況の安定】と【当事者の変化】を根拠として家庭復帰を判断し、親への働きかけを重視しながら生活再建や子育てスキルの伝達、復帰後の地域での子育て支援体制づくりを行っていた。ここで意識されている「家族再統合」は狭義に家庭復帰であり、「家庭支援機能」は親子が支え合って一緒に生活するというより、親を「子どもをケアできる大人」にし、家庭を「子どもが帰れる場」にするための機能だと言える。

このように家庭復帰ケースで「家庭支援機能」が発揮されることは言うまでもないが、実は社会的自立ケースでも「家庭支援機能」は部分的に発揮されていた。例えば『親の生活状況把握』は家庭が子どもにとって帰れる場か、少なくとも自立後の生活を援助できる存在かどうかの確認であると考えられる。また【自立を前提とした親子関係の再構築】も、先に見た【当事者の変化】を目指した関わりが十分には成果をあげず、途中から限定的な親子関係の構築へシフトしていくプロセスとも読める。このような社会的自立ケースで見られた「家庭支援機能」はとりわけ入所時年齢が低い長期のケースで発揮されている。

すでに確認したように、家庭復帰ケースは社会的自立ケースに比べると平均退所時年齢が低く、平均入所期間も短いことから、子どもの年齢が低いうちに親に対する集中的な支援を投下することで、FSW の「家庭支援機能」が効率的に働き、早期の家庭復帰実現の可能性が高まると考えられているといえよう。もっとも FSW の働きかけひとつで親が変わり、問題が解決するというわけではない。児童虐待という深刻な事象の発生の背景には、生活上の複数の不利やパーソナリティの問題など多様な課題の積み重なりがある。(大澤、

2005) これらの課題解決に必要な相応の資源が不足していることも、解決するのは当事者であってFSWではないこともまた確かである。FSWが「家庭支援機能」の重要性を認識しながらも、実際の業務となると様々な葛藤を抱えていることについては次章で詳しく見る。

(2) 「自立支援機能」と「家族再統合」

家庭復帰ケースでのFSWの業務はほぼすべて家庭復帰というゴールに向かっており、「家庭支援機能」が発揮されていたのに対し、社会的自立ケースの業務はもう少し複雑であった。まず、社会的自立ケースにおける子どもの自立後の生活を支える体制づくりや、子どもの発達課題の解消に関わる業務は「自立支援機能」によるものと言えるだろう。だがそれに加えて、ここでは「家族再統合」が広義に捉えられ、家族が子どもの自立生活を間接的に支える資源の一つと考えられている。つまりこのような限定的な親子関係の構築を、「自立支援機能」の文脈から再構築しようとしていることがわかる。先に見たように、親子関係を改善し、新しい関係を構築するということが、ある時点までは「家庭支援機能」によるものであったのに、社会的自立というゴールを判断したところから、一転して「家庭支援機能」は「自立支援機能」の一部へと変化していると考えられる。

もちろん、家庭復帰ケースにおいても部分的に「自立支援機能」は発揮されていた。子どもがその年齢相応の生活力を身に付け、親の支えとなれるよう自立させる関わりがこの機能によるものであろう。「家庭支援機能」がとりわけ子どもの年齢の小さいうちに発揮されている機能であったのに対し、「自立支援機能」は子どもがある程度の年齢に達してから発揮される機能であると見ることができ。

ところで「自立支援機能」による子どもの社会

的自立への支援は、退所およびその後の自立生活に向けて体制を整えていく環境整備型の支援と、子どもの発達課題を解消し、自立力を養い、時には甘えられる親代わりとなる、成長促進型の支援とに大きく大別できる。どちらも一人の子どもが自立していくためには欠かすことのできない支援である。しかしこれらの援助を一人の職員で担うことには無理がある。結果と考察で確認したように、前者の業務は専業FSWが、後者の業務は兼業FSWがよく行っていた。そのため後者の支援はどちらかというケアワーカーに適した業務で、FSWに固有の業務と呼べるのは前者の支援であるということができるかもしれない。しかしFSWの「自立支援機能」が環境整備型の支援に集中的に表れてこないところに、次章で見る制度上の課題があると考えられる。

5. 家族再統合とFSW制度の課題

FSW制度は「家庭支援専門相談員」という名称にも見られるように、家庭支援の専門家として導入された。そしてその機能を通じて「家族再統合」を図ることが期待されている。今回、専業FSWと兼業FSWのいずれの回答からも、今後「家族再統合」政策を進めるにあたって様々な課題があることが指摘され、とりわけ『親指導の必要性』は共通して指摘された点であった。だがその指摘のあり方は、「今最も強く感じていることは、「親の指導」をどこが、誰が行うのかということです。(中略)」「親への適切な指導が必要と考えますが、誰が指導するのか決まっておらず(中略)」等の表現に見られるように、親指導をFSWの業務とは捉えていないことが伺えた。これは業務形態に関わらず見られた傾向であった。親指導がFSWの業務ではない、さらに言えば児童養護施設職員の仕事ではないとすれば、いったい誰の仕事だと考えられているのだろうか。

それは、まず児童相談所の児童福祉司に責任があることは間違いない。近年児童相談所ではコンセンサス・ペアレンティング等のペアレントトレーニングを取り入れている。またこうした取り組みを行う民間の資源が利用できるならば、それは理想的であろう。翻ってこのような親指導は本当に児童養護施設のFSWの業務ではないと言えるだろうか。今回の調査結果からは、児童養護施設の仕事の本質はあくまでも子どものケアにあり、FSWといえども関係機関との連携留まりで、親の指導・ケアや生活再建のためのソーシャルワークはその範疇にないという認識が垣間見える。現状ではFSWの専業配置率は低く、多くのFSWはCWや副施設長などの基幹業務を兼任している。そのため、実際には家庭の支援にまでとても手が回らないということであろう。

しかし、FSWは本来このような「家庭支援機能」を期待されて導入されたものであった。(山縣, 2007) というのも、児童福祉施設には一般に子どもの日常生活を社会の中で円滑に営む専門性と、利用者の特殊性に対応する専門性の二つの専門性があると考えられているが、後者には治療的機能、家族援助機能、リビングケア機能、アフターケア機能などの機能が含まれている。FSWはこれらの施設が持つ機能を担う専門家として導入されたのである。児童養護施設の入所児童の傾向が時代によって異なるように、児童養護施設を持つ機能もまたそれに合わせて変遷しているが、今日的には家庭支援も親指導も担うことが期待されているといえよう。

ただし、児童養護施設が児童福祉法に定められた児童福祉施設である以上、入所している子どもの福祉の増進という目的でのみ家族への介入が正当化される。ファミリーソーシャルワークといっても主眼はあくまでも子どもにあり、家庭支援は目的ではなく手段なのである。したがってFSW

の主要な機能である「家庭支援機能」も、手段としては家庭を支援しながら、実は理念の上では子ども支援の一環であると理解できる。

このとき「家庭支援機能」は子育てスキルの伝達や、親子の感情的な交流によって親を「子どもをケアできる大人」に変えることにとどまらず、家庭を「子どもが帰れる場」にする機能でもあった。それは家庭の状況に課題があれば様々な社会資源を活用して生活再建を図っていくような、施設の枠内にとどまらない支援によって発揮される機能である。しかし、そのような積極的な支援によって子どもの家族が抱える複雑な問題状況を解決するような機能を持った専門職だという認識が、FSW自身にも必ずしも共有されていないようである。

しかも、重要性が指摘されている家庭支援や親指導について、具体的に何を支援するのか、そもそも支援すべき「家族」が存在しているのかさえあいまいなままである。というのも、児童虐待の発生リスクが高い家庭はひとり親家庭や不安定な婚姻を繰り返す家庭、子育てを支援する親族、友人がいないなど、家庭内の人的資源に乏しいことが明らかになっており(大澤, 2005)、両親と祖父母がそろったいわゆる定型の「家族」ではなく、生活基盤のきわめて脆弱な家庭である。家族社会学の分野でも、近年では家族とは何かを問うことが困難なほどに家族が多様化していることが指摘されている。(上野, 2009) それにもかかわらず、多数の不利が重なり生活基盤が不安定な最も脆弱なこれらの家族にさえ、我々の社会は過度の期待をしているのではないか。それは我々が子育てについてはまだ家族に代わるものを見出せていないからであろう。今日の家族の多様性を前提にすれば、社会的養護の課題となる「家族再統合」もそれぞれの家族にふさわしい、多様な家族再統合が目指されなければなるまい。

家庭復帰の有無に関わらず、子どもの福祉にとって親との関係を修復することが重要であることは言うまでもない。そしてそのためには入所初期の段階での家庭のアセスメントはなにより重要であろう。なぜならそれは、その子どもと家族にとっての個別の家族再統合とは何かを見極めることにつながるからである。このとき、子どもを接点に親との信頼を築きながら家庭の様子を間近に見ることのできるFSWが児童養護施設に配置されていることの意義は大変大きい。子どもと家族のアセスメントを通して、その家族に最適な家族再統合を提示する立場にFSWはあるのである。

しかし現状ではこの入所初期のアセスメントが弱く、そのことが社会的自立ケースの傾向にあるような入所期間の長期化となって表れているのではあるまいか。わが国の社会的養護が施設養護に偏重していることはたびたび指摘されており、(山縣, 2011・ヘイズ, 2011・津崎, 2009) 児童福祉司の多忙からひとたび施設入所した子どものソーシャルワークが滞りがちであることが課題となっている。入所初期の段階で早期の家庭復帰を目指すのか、親子の関係は何らかの形で保ちつつ自立させていかねばならないのか、目標の見定めさえできていないとすれば問題であろう。そしてもし早い段階で家庭復帰が見込めないことが明らかなのであれば、児童養護施設で養護を続けることが果たして子どもにとってパーマネンシーの保障になり得るのか考えなおさねばなるまい。

これまでわが国の児童養護施設は子ども自身の養護に偏重し、こうしたソーシャルワークの視点が弱かった。FSWはその専門家として導入されたわけだが、調査からはFSWがソーシャルワークを行っていないこと、あるいはそのような専門家として他職種から理解されていないことをうかがわせる結果も示された。例えば家庭復帰ケースで兼業FSWの行った業務に【家庭復帰への反対】

があったが、FSWとしては家庭復帰には時期尚早と判断していたにもかかわらず、その判断が重視されなかったのは、兼業であるためにFSWとしての専門性が低く評価されたのではないか。さらに、判断根拠の分析からはFSWの判断によらない決定が抽出されたが、年齢の低い群では児童相談所の判断や強引な引き取りによってFSWが判断する間もなく退所してしまっているのに比べ、年齢の高い群では『他の選択肢がない』ために家庭復帰させざるを得ないという事象が起きている。そこには退所までの準備にかけられる時間の不足や退所後に使える資源の不足など多様で複合的な原因が想定できるが、入所時の適切な見立てや援助計画がきちんと立てられなかったこと、FSWが専門家として家族や児童福祉司に相対し、彼らの判断を伝えきれなかったことがうかがえる。北川(北川, 2010)が1960年代に提唱されたファミリー・ケースワーカーがなぜ導入に至らなかったのかという反省なしには新制度の効果も期待できないと危惧したことが現実に示されたとも言えよう¹⁰⁾。

これまでに見てきたように、入所時の子どもの年齢が低いケースでは、早期に親に対する集中的な支援を行うことで、親の心身と生活の安定を図り、家庭復帰の可能性が高まることが示唆された。しかしそのための機能を持っているFSWが、必ずしもソーシャルワーカーとしてのアイデンティティを持ち得ていないことも示された。実際にCWやその他の職種との業務分掌があいまいで、FSW業務に専念することができず、意識の上でも自らをCWと位置付けている例も見られた。FSW自身にその機能と固有の業務を自覚させるようなトレーニングの機会も、FSW業務に専念できるよう專業配置する人員的な余裕も、現在の社会的養護の現場は持っていない。それぞれの家族と子どもの家族再統合の達成のためには「家庭

支援機能」が十分に発揮される必要性があることがFSW自身に認識されているにも関わらず、それがソーシャルワーカーとしてのアイデンティティにつながらないところに、FSW制度の課題が表れていると言えよう。

6. 残された課題

今回の調査では十分分析することができなかったが、実は分析結果からはもうひとつFSWの機能の存在が示唆された。それは、子どもと家族のアセスメントによって早期の家庭復帰が見込めない子どもを、そのまま長期に施設養護するのではなく、適切な社会的養護に引き継ぐ機能である。仮に「里親支援機能」と名付けておきたい。近年、社会的養護のあり方をめぐっては、より家庭的な養育環境と、子どもと養育者の継続的で安定した関係の保障が重視されており、従来の施設養護に代わって里親やファミリーホームの活用が推奨されている。厚生労働省通知にもFSWの業務として養育里親の養子縁組促進に関わる業務が明記されており、FSWはすでにこれらの業務も一定程度担っていると考えられる。今回分析対象となった社会的自立ケースは、その多くが里親活用が促進されるようになる以前から長期に養育されていたため、「里親支援機能」が働く余地がなかったと考えられる。しかし、措置期間の年限が児童福祉法に明記された¹¹⁾現在、このような機能がFSWにますます求められていることは間違いない。

本稿ではFSWが業務を通じて発揮している機能と家族再統合の課題、およびFSWの葛藤として表れる制度上の課題を示した。このような事態がなぜ生じているのか、課題を構造的に示し、またその解決に何が必要かを今後の課題として検討したい。

註

- 1) 2011年度中に全国の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は59,862件であり、統計を取り始めた1990年度と比較して約54倍であった。
- 2) 厚生労働省(2007)は『子ども虐待対応の手引きの改正について』の中で「子どもがその保護者からの虐待を受けた場合、必要に応じて子どもを保護者から一時的に引き離すことがあるが、保護者が虐待の事実と真摯に向き合い、再び子どもとともに生活できるようになる(「親子の再統合」)のであれば、それは子どもの福祉にとって最も望ましい」と述べている。
- 3) 厚生労働省通知「乳児院等における早期家庭復帰等の支援体制の強化について」(平成16年4月28日雇児発第0428005号)によれば、FSWが担うべき役割として(1)保護者等への早期家庭復帰のための業務(2)退所後の児童に対する継続した生活相談など(3)里親委託促進のための業務(4)養育里親における養子縁組促進のための業務(5)地域の子育て家庭に対する育児不安解消のための相談・支援等(6)要保護児童の状況の把握や情報交換を行うための協議会への参画(7)施設職員への助言・指導及び処遇会議への出席(8)児童相談所等関係機関との連絡・調整(9)その他業務遂行に必要なことが挙げられている。
- 4) 「社会的自立ケース」については年齢が記載されていた57ケースの平均をとった。
- 5) 「社会的自立ケース」ではFSWの行った業務や判断根拠については未記載のケースがあり、業務形態・年齢分類ともに合計がケース総数に一致しない。
- 6) 60ケースのうち、年齢の記載のない3ケースは分析対象外とした。
- 7) 2004年の改正児童福祉法には「規定による措置の期間は、当該措置を開始した日から二年を超えてはならない」の文言が明記され、施設入所児童

が短期にパーマネントなケアに委ねられるべきことが明示された。

- 8) アンケート調査結果からは、回答者の72%が兼業のFSWであり、そのうち7割強はケアワーカーを兼務していることが分かった。(大澤, 2012)
- 9) 広義の定義としては Maluccio らの定義「家族再統合は、自宅外措置を受けた子どもを、実の家族と再び関係づける、計画に基づいた援助過程であり、子供たち、彼らの家族、里親、またはその他のサービス提供者への様々なサービスと支援を用いて行われるものである。その目標は、それぞれの子どもとその家族が、その時点でもっとも適切なレベルを回復し、維持することである。それは完全に家庭復帰をすることから家族の絆を確認するための面会を続ける等、様々な形がある」(Maluccio ほか, 1993) がよく知られている。
- 10) 1960年代に児童養護の現場では家族支援と家族調整の必要性およびそれを担う専門職員の配置の必要性が認識され、ファミリー・ケースワーカー配置の運動が約10年続いたが、結局導入には至らなかった。北川はFSW制度導入にあたって、ファミリー・ケースワーカーがなぜ導入されなかったのかという議論がなかった点を批判している。
- 11) 2004年の児童福祉法改正で「規定による措置の期間は、当該措置を開始した日から二年を超えてはならない」等の文言が明記された。

【文献】

- 石田賀奈子・芝野松次郎・原佳央理 (2007) 「児童養護施設におけるファミリーソーシャルワーク実践に関する研究—乳児院への実態調査の結果から」『子どもの虐待とネグレクト』9 (1) pp.25 - 36
- 上野千鶴子 (2009) 「家族の臨界—ケアの分配公正をめぐる」 牟田和恵編『家族を超える社会学—新たな生の基盤を求めて』 pp.2 - 26 新曜社
- 大澤朋子 (2005) 「今日の虐待対策の矛盾：「虐待不安」拡大の視点から」『社会福祉』46, pp.67-80
- 大澤朋子, 和和俊, 岡桃子, 鈴木勲 (2011) 「一時保護所の子どもの暴力予防のためのアプローチモデルの構築」『子どもの虐待とネグレクト』13 (1) pp.15-31
- 大澤朋子 (2012) 『施設退所時のファミリーソーシャルワーカーの業務についてのアンケート調査報告書』
- 加藤純 (2009) 「ポスター・ビデオセッション 児童養護施設における家庭的支援専門相談員の役割確立と専門性形成の過程」『社会事業研究』48 pp.142 - 145
- 北川清一 (2010) 『児童養護施設のソーシャルワークと家庭支援—ケース管理のシステム化とアセスメントの方法』明石書店
- 津崎哲雄 (2009) 『この国の子どもたち—要保護児童社会的養護の日本的構築』日本加除出版
- 中山正雄 (2008) 『ファミリーソーシャルワークと児童福祉の未来—子ども家庭援助と児童福祉の展望』中央法規
- 藤田恭介 (2004) 「児童相談所との関係性・施設のファミリーソーシャルワーカーへの期待」『季刊児童養護』35 (2) pp.10 - 13
- ヘイズ, ピーター (2011) 『日本の養子縁組—社会的養護施策の位置づけと展望』明石書店
- Maluccio, A・Warsh, R・Pine, B (1993) 「Family Reunification:An Overview」『TOGETHER AGAIN-FAMILY REUNIFICATION IN FOSETER CARE』Child Welfare Reague of America Washington, DC
- 山縣文治 (2007) 「社会的養護システム変革と児童養護施設の地域化・小規模化」山縣文治・林浩康編著『社会的養護の現状と近未来』 pp96-112, 明石書店
- 山縣文治 (2011) 「社会的養護の現状と国連ガイドラインの影響および課題」子どもの村福岡編『国連子どもの代替養育に関するガイドライン』 pp131-155, 福村出版

